



## 3 子育てと仕事の両立支援

### (1) 幼児教育・保育サービスの充実

- ① 幼児教育・保育施設等の充実
- ② 時間外の保育
- ③ 一時預かり
- ④ 病児保育
- ⑤ その他の子育て支援

### (2) 留守家庭児童の居場所づくり

- ① 放課後児童クラブ

### (3) 事業者の子育てに対する理解促進

- ① ワーク・ライフ・バランスの推進





## (1) 幼児教育・保育サービスの充実

### 《施策のねらい》

『幼児教育・保育サービスの充実』は、共働きや多様な就労形態に対応した幼児教育や保育に係る様々なサービスを充実させることによって、子育てと仕事の両立を支援するまちをつくることを目的とした施策です。

### 《達成目標(指標)》

(次世代育成支援行動計画関係)

指標	現状(現状25年度)	目標(平成31年度)
施設型給付、地域型保育給付の実施施設数	27年度新規事業	100か所
午後7時までの延長保育実施か所数	57か所	68か所
一時預かり事業実施か所数	80か所	80か所
病児保育室実施か所数	4か所	5か所

(子ども・子育て支援事業計画関係)

指標	現状25年度	平成31年度
一時預かり事業(延べ利用人数)	205,021人	204,390人
延長保育事業(時間外保育)(利用実人数)	3,622人	3,870人
病児保育事業(延べ利用人数)	2,672人	5,460人

### 《施策体系》

- 1 幼児教育・保育施設等の充実
- 2 時間外の保育
- 3 一時預かり
- 4 病児保育
- 5 その他の子育て支援

## 1 幼児教育・保育施設等の充実

### ア) 幼児教育・保育施設等の整備

#### 〔現状と課題の整理〕

本市の小学校就学前児童数は平成18年度以降減少していますが、共働きや就労形態の多様化等により、保育所への入所児童数は平成20年度以降増加傾向にあります。

一方、公立幼稚園においては、在園児が減少し平均入所率が50%を下回っています。

このような状況に対応するため、認定こども園への移行や既存保育施設の整備、保育士確保に努めながら、年度途中に発生する待機児童について、年間を通じた解消に向けた取り組みが必要です。また、老朽施設の計画的な改修も含め、認定こども園の保育所についても整備を進める必要があります。

#### 今後の方向性

- ・幼児教育・保育需要に対する適正な供給に努めるとともに、老朽化した施設の計画的な改修を進めます。
- ・国においては地域の実情に応じて「認定こども園」の普及が図られることから、市民ニーズの把握に努め、「認定こども園」の普及に向けて研究・検討します。

### イ) 施設型給付・地域型保育給付

#### 〔現状と課題の整理〕

新制度では、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた共通の給付(施設型給付)と、定員6~19人の小規模保育や定員5人以下の家庭的保育等を対象とした給付(地域型保育給付)が創設されます。

施設型給付・地域型保育給付は保護者に対する個人給付を基礎としていますが、確実に幼児教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組み(保護者へ給付する額を施設へ)となっています。

新制度の主旨を踏まえ、教育・保育環境の整備を進める必要があります。

#### 今後の方向性

- ・幼児教育・保育施設においては、職員配置基準の改善等、質の高い教育・保育の提供を行い、教育・保育環境の整備を進めます。

## ウ)離島等の子育て支援

### (現状と課題の整理)

へき地保育所は、山間地や離島など交通条件等に恵まれない地域に居住する保育を要する児童に対し、必要な保育を行うことで、児童の福祉増進と子育てと仕事の両立を支援する施設です。

現在、浅子、高島、宇久に公立へき地保育所を設置しており、それぞれ指定管理者制度<sup>\*</sup>により運営していますが、入所児童の減少が進んでいます。また、黒島、宇久には民営の認可保育所もありますが、同様に入所児童数の減少が進んでいます。

#### 今後の方向性

- ・児童福祉法に基づき、市は代替施設がない離島において、保育を要する児童がいる限り、財政的支援も視野に入れた効率的な手法による対応を進めます。
- ・小規模保育事業、家庭的保育事業など、児童規模に合わせた運営を行います。

## エ)認可外保育施設の支援

### (現状と課題の整理)

認可外保育施設は、平成25年度で25か所、事業所内保育施設(県への届出施設)は7か所あります。

平成24年度から一定基準を満たした施設に対し運営費を一部助成しており、平成25年度は12施設に対し助成を行いました。また、運営支援事業対象外の施設に対しても、安全対策にかかる経費や健康診断等の経費の助成を10施設に行いました。

今後は、安全な保育環境の実現を図るため、施設面、運営面双方の環境整備を行うことが求められます。

#### 今後の方向性

- ・幼児期の保育の質の向上を図るため、地域型保育事業等への認可を促進します。

## 2 時間外の保育

### ア)延長保育・夜間保育

#### (現状と課題の整理)

保育所の開所時間は原則11時間で、その前後の保育時間は延長保育時間となりますが、就労形態の多様化により、延長保育に対するニーズは高まっています。

平成25年度は、認可保育所66園のうち、57園で1時間以上の延長保育を実施しています。また、深夜時間帯の勤務に対応するため、夜間保育所2園(午前2時まで)も運営しています。

こうした中、就労形態の多様化により、更なる保育時間の延長が求められていますが、今後のサービス提供のあり方を慎重に検討する必要があります。

#### 今後の方向性

- ・子どもたちの健やかな成長のため市民ニーズを考慮しながら、現在の延長保育事業の継続的な実施を含め、真に必要とされる支援について検討します。

### イ)休日保育

#### (現状と課題の整理)

保育所を開園していない日曜日や祝日、年末年始等において、保護者の就労等の理由で子どもを自宅で保育することが出来ない場合に、就学前の子どもを預かる休日保育を実施しています。

休日保育は平成26年10月現在、市内4か所で実施していますが、休日保育実施園に地域の偏りがあるため市内全域で地域バランスのとれたサービス提供が求められています。事業の周知を図るための情報発信も課題となっています。

#### 今後の方向性

- ・地域バランスを考慮し、市内全域で均衡のとれたサービスの適切な提供に努めます。

**用語解説** 【指定管理者制度】 公の施設の管理運営を公共的団体等だけでなく、民間事業者にも管理運営を委ねられる制度であり、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とすること。

### 3 一時預かり

#### 〔現状と課題の整理〕

一時的な保育に対応するため、保育所・幼稚園において一時預かり事業を実施しています。平成26年10月現在、私立保育所では自主事業を含め49か所、私立幼稚園ではすべての園（全31園）で実施されており、未就園児に対する一時預かりについても、約半分の13施設で実施されています。

一時預かり保育は、緊急的な理由によるもの、育児リフレッシュ等の私的な理由によるもの、保護者の勤務形態に応じた定期的な半日保育なども想定されることから、様々なニーズに対応できる受け入れ態勢を整備する必要があります。

また、子育てと仕事の両立を支援するため、大部分の私立幼稚園が夏休み等においても預かり保育を実施しています。本市ではこれらの情報発信を強化するため、「乳幼児施設ガイド」を作成し、一時預かりの取り組みに関する情報提供を行いました。

近年、就労環境の多様化により預かり保育に対するニーズも多様化していますが、各園の預かり保育や子育て支援などの取り組み状況について、詳細な利用実態等まで把握できていないため、今後は現状把握への体制づくりを行っていく必要があります。

#### 今後の方向性

- ・新制度による幼稚園型の一時的預かり事業と現行の保育所一時預かり事業について、新制度への円滑な移行を進め、新たに創設される類型(訪問型・余裕活用型など)については、市民ニーズの動向を見ながら必要性を研究します。



### 4 病児保育

#### 〔現状と課題の整理〕

就労等の理由で病気中の児童を看護することができない保護者に対応するため、小児科において病児保育サービスを実施しています。

平成26年度に1か所新設し、現在は5か所で実施しています。

時期によっては、利用者が集中する場合もあるため、市民が利用しやすい方法を検討していく必要があります。

#### 今後の方向性

- ・乳幼児の急な体調変化にも対応できるよう、小児科併設の「病児対応型」の病児保育を継続して実施します。また、平成26年度に新たに開設したことから、本計画期間(5年間)の中で利用状況とニーズ量の推移を見ながら、より市民が利用しやすいサービスとなるように研究します。

### 5 その他の子育て支援

#### 〔現状と課題の整理〕

認可保育所の約6割が看護師等を配置し、保護者が安心して就労できる環境の整備が図られていますが、就労形態の多様化に伴い長時間延長保育や低年齢・低月齢児保育が普及し、投薬依頼が増加している状況です。

また、入所児童の状況も多様化(障がいやアレルギー対応、疾病対応等)し、対応が困難な場合も多いことから、看護師等の継続した配置が求められています。

#### 今後の方向性

- ・看護師等配置促進を継続して実施することにより、保護者が安心して就労できる環境づくりを進めます。



## (2) 留守家庭児童の居場所づくり

### 《施策のねらい》

『留守家庭児童の居場所づくり』は、就学児童に対して放課後の生活の場や多様な体験や活動を提供する体制を整えることによって、就学後においても継続的に安全で安心して過ごすことのできるまちをつくることを目的とした施策です。

### 《達成目標(指標)》

(次世代育成支援行動計画関係)

指標	現状(現状25年度)	目標(平成31年度)
放課後児童クラブ設置数	46か所	73か所
放課後児童クラブ研修会の開催回数/参加者数	3回 275人	3回 360人

(子ども・子育て支援事業計画関係)

指標	現状25年度	平成31年度
放課後児童クラブ利用実人数	1,873人	2,686人

### 《施策体系》

#### ① 放課後児童クラブ



## ① 放課後児童クラブ

### ア) 放課後児童クラブ

#### (現状と課題の整理)

留守家庭児童の居場所づくりとして、放課後や学校が休みの時などに保護者が帰宅するまでの時間を安全・安心に過ごす場として、放課後児童クラブを開設しています。

放課後児童クラブは平成26年7月末現在、49小学校区中38校区に50クラブを設置していますが、増加するニーズへの対応が課題となっています。また、安定した運営体制の構築や教育委員会などの連携強化も必要です。さらには、「佐世保市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、各クラブの均一化を図るため、保育料等運営に関するより詳細な基準(実施要綱等)を検討する必要があります。

#### 今後の方向性

- ・市民ニーズに対応するため、必要な地域に放課後児童クラブを開設します。また、新たに制定した条例に基づき、職員研修や施設環境の整備などサービス水準の向上を図ります。
- ・地域の実情に応じた運営(開所時間延長等)ができるような環境整備に努めます。
- ・就学前の児童や転入者に対して、放課後児童クラブの開設場所等適切な情報提供を行います。
- ・放課後児童対策として、児童センター・児童交流センターのあり方を含め一体的に検討を進めます。



## イ)放課後子ども総合プラン

### 〔現状と課題の整理〕

すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型を中心に計画的な整備を進めるため、平成26年8月、国において「放課後子ども総合プラン」が策定されました。

今後、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体型（両事業を小学校施設内または敷地内で、連携して実施するもの）として実施していくためには、学校とも相互に連携していくことが不可欠です。また、一体型の推進には、地域や学校の実情に応じた柔軟な対応も必要です。

### 今後の方向性

- ・放課後子ども教室を、必要とされるすべての小学校への開設に努めます。
- ・放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施にあたっては、両事業の支援員及びコーディネーターの連携（プログラム検討、日程調整等）に努めます。
- ・施設の有効活用の観点からも、既存施設や小学校余裕教室の活用を視野に入れた一体型の放課後児童クラブの開設を検討します。
- ・事業実施、施設活用の検討にあたっては、教育委員会、各小学校との定期的な協議の場を設けるなど、連携に努めます。



## (3)事業者の子育てに対する理解促進

### 《施策のねらい》

『事業者の子育てに対する理解促進』は、市民や企業等に対してワーク・ライフ・バランスなどに関する講演会や講座を開催することによって、子どもと子育てを社会全体で支えていくまちをつくることを目的とした施策です。

### 《達成目標(指標)》

(次世代育成支援行動計画関係)

指 標	現状(現状25年度)	目標(平成31年度)
父親向け育児講演会等の参加者満足度	98.5%	100%

### 《施策体系》

- ① ワーク・ライフ・バランスの推進



## 1 ワーク・ライフ・バランスの推進

### 〔現状と課題の整理〕

子どもと子育てを社会全体で支えていくという機運を高めていくために、企業・保護者・市民等を対象として重要性や役割などに関する子育て講演会や講座を開催しています。

しかし、企業を対象とした子育てへの理解を図るための講演会は参加が少なく、意識の浸透が十分とは言い難い状況です。

### 今後の方向性

- ・働き方や父親の育児参加の意識高揚を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進するための取り組みを強化します。あわせて、子どものための休暇取得を普及促進するなど、子育てしやすい社会の実現のために、企業、保護者、市民など、それぞれの役割に関する講演会や講座を開催します。



## 4 幼児教育・保育の質の向上

### (1)「幼児教育センター」を拠点とした多様な幼児教育・保育の推進

- ①幼児教育・保育全般に関する調査・研究
- ②研修内容・体制の充実
- ③保幼小連携の推進
- ④特別支援教育の充実

